



2008年10月14日

各 位

会社名 エルピーダメモリ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂本幸雄  
(コード番号 : 6665 東証第1部)  
問合わせ先 取締役兼執行役員 安達隆郎  
TEL : (03) 3281- 1500

### 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関する お知らせ(転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行)

当社は、平成20年10月14日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)額面総額500億円の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 本新株予約権付社債の発行に係る募集の目的

##### <資金調達のための主な目的>

当社は、企業理念に「エルピーダメモリは、最先端/高機能/高性能DRAMを提供することによりデジタル情報化社会に貢献し、高い収益性を有する世界No.1のDRAMソリューションカンパニーを目指す。」を掲げ、日本を代表する世界トップクラスの先端DRAMメーカーとして業容の拡大に取り組んでおります。

現在のDRAM市場は、需給バランスの悪化に加え米国サブプライムローン問題等に端を発した世界景気の後退懸念を背景とする製品価格の急激な下落により、競合各社が生き残りをかけたコストダウンで凌ぎを削る一方、熾烈な先端技術開発競争と事業戦略の巧拙により、次世代での優勝劣敗の形勢が鮮明になりつつあると考えております。競合他社に打ち勝つために必要な先端技術開発力及びコスト競争力を併せ持つと自認する当社は、このような厳しい事業環境は業界の構造的な変革と淘汰を促すチャンスであると認識し、次の打ち手をいかに適切なタイミングで判断するか、またその実行を支える財務基盤を現在の厳しい環境の中でいかに強化し来べき投資に備えるかが、現在における最も重要な経営課題と捉えております。

上記をふまえ、当社はこの度、今後DRAM市況が回復に向かう際にさらに高い競争力をもって大きく飛躍するための布石を打つことを企図し、そのための財務基盤の強化をこのタイミングで実現すべく本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調達資金につきましては主にコスト対応力の強化を目的とし、広島工場の半導体生産プロセスの微細化（50nm プロセス対応を見据えた 65nm プロセス対応にかかる微細化）のための設備投資資金として 250 億円を、当社の台湾における持分法適用関連会社である Rexchip Electronics Corporation（以下「Rexchip 社」という。）への出資資金（50nm プロセス対応にかかる微細化（ウェハ処理枚数月産 40 千枚））として約 250 億円を充当する予定であります。

広島工場の設備投資及び Rexchip 社への出資は、65nm プロセス及び業界最先端である 50nm プロセスの量産体制を早期に増強・確立することにより、コスト競争力の向上及び高収益確保、延いては当社の成長力の向上に寄与するものと考えております。

今回の新株予約権付社債は、下記の〈本新株予約権付社債の商品性〉に記載しました通り、転換価額が適宜修正され、かつ、買取契約において、割当先である「Nomura Asia Limited」（野村グループ。下記 7.割当先の選定理由等を参照。）との間で、原則として毎月一定数量（社債額面金額 50 億円）を転換する旨の合意をする予定であるため、株式への転換が進みやすい商品設計となっております。また、分散して株式への転換が行われることにより、一度に大量の株式を発行するのではなく小刻みな増資による段階的な資本増強と同様の効果が得られ、株価へのインパクトも極力抑えた転換が期待されます。早期に株式への転換が図られることで、今後の成長に向けた財務基盤の拡充が促進されるものと考えております。

#### < 本新株予約権付社債の商品性 >

本新株予約権付社債には、毎月一度、転換価額がそのときの株価の93%に相当する金額に修正されるという転換価額修正条項に加え、割当先である「Nomura Asia Limited」との間に、原則として毎月一定数量（社債額面金額50億円）を転換する旨の合意をする予定であり、さらに原則として償還期限の前取引日において残存する新株予約権付社債全てが株式に切り替わるという取得条項が付されていることにより、着実な資本拡充が期待できます。なお、このような新株予約権付社債においては、発行後に株価が上昇すれば希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば希薄化の度合いが大きくなる一方、当社は、株価の推移に関わらず当社の判断で繰上償還を行う権利（コールオプション）を有することから、想定外の急激な株価下落により当社の予想と異なる速度・程度で希薄化が進む蓋然性が高まった場合等において、資本政策を柔軟に見直すことが可能となっております。

#### < 本新株予約権付社債を選択した理由 >

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、本新株予約権付社債では、  
第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能であること  
割当先である「Nomura Asia Limited」との間に、原則として毎月一定数量（社債額面金額50億円）を転換する旨の合意をする予定であり、さらに原則として償還期限の前取引日において残存する全てが株式に切り替わるという取得条項が付されていることにより、段階的に着実な資本拡充が期待できること  
転換の時期や価額が分散され、一度に大量の株式を発行する時価発行増資に比べ株価への影響の低減が期待できること  
ゼロクーポンでの発行により、負債コストを抑制することができること  
発行後に、たとえば、当社の競争優位が明確化する等により、株価が上昇すれば、希薄化が抑制

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

され既存投資家への影響を軽減することができること  
発行後に株価が下落した場合において、当該時点における諸般の事情に鑑みて資本政策の変更が必要になったと判断した場合などには、当社は、その裁量に基づき繰上償還を行うことができるため、当社の資本政策に柔軟性が与えられると評価できること  
等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

49,978,000,000 円

### (2) 調達する資金の具体的な用途

手取概算額 49,978 百万円については、広島工場の半導体生産プロセスの微細化（50nm プロセス対応を見据えた 65nm プロセスの増強）のための設備投資資金として 25,000 百万円を、Rexchip 社への出資資金（50nm プロセス対応にかかる微細化（ウェハ処理枚数月産 40 千枚））として 24,978 百万円を充当する予定であります。

広島工場の 65nm プロセス増強については、主力製品であるモバイル / デジタルコンシューマ向け DRAM の高機能化と更なるコストダウンが可能となります。また、同時にサーバ / PC 向けに展開する 65nm プロセス品（シュリンク版）についても従来の 65nm プロセス品に比べ 300mm ウェハ一枚当たりの取得数が約 20% 向上（前世代 70nm プロセス品との比較では約 60% 向上）いたします。この結果、次世代プロセスである 50nm プロセスで想定される設備投資等によるウェハあたりのコスト増を考慮すると、当 65nm プロセス品（シュリンク版）は現在業界内で発表されている 50nm プロセス品と遜色のない高いチップコスト競争力を持つと考えています。

一方、Rexchip 社へ展開する当社開発の 50nm プロセスは、チップサイズが 40mm<sup>2</sup>以下となり、生産性は 65nm プロセス品（シュリンク版）と比較してさらに約 50% 向上することが見込まれることから、さらなる高性能、低コストの実現を目指すことが可能となります。

これらの投資・出資により、他社を凌駕するコストダウンと高機能化の実現可能性が高まり、業界における当社優位性をより磐石なものとするが見込まれます。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

Rexchip 社への出資：平成 22 年 3 月期上期中目処

広島工場の設備投資：平成 22 年 3 月期下期

上記の具体的な用途に利用するまで、当社はリスクの低い、適時適切な資金管理を図ります。

### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスは、65nm プロセスの増強、及び 50nm プロセス DRAM の量産化に向けた設備投資、出資に資金を充当することを目的としております。これによりコストダウンによる収益体質の強化が見込まれ、延いては足下の厳しい事業環境での勝ち残りをより確実なものにすることによる今後の企業価値の向上が期待されることから、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が適切であり

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

長期的な株主価値の向上にも資すると考えました。

### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決 算 期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
売 上 高	241,554	490,039	405,481
営 業 利 益	144	68,420	24,940
経 常 利 益	3,076	63,636	39,623
当 期 純 利 益	4,708	52,943	23,542
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 )	48.81	444.00	181.58
1 株 当 た り 配 当 金 ( 円 )	-	-	-
1 株 当 た り 純 資 産 ( 円 )	1,977.69	2,930.92	2,679.57

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成20年10月14日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	129,813,600 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	3,165,600 株	2.4%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-

(注) 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。なお、当該ストックオプションは行使価額が予め決まっております。

#### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数 (平成20年10月14日現在)	129,813,600 株	100%
当 初 の 転 換 価 額 に おける潜在株式数の総数	-	-
下 限 値 の 転 換 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数 の 総 数	-	-
上 限 値 の 転 換 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数 の 総 数	-	-

(注) 平成20年10月14日現在において当初転換価額・下限値の転換価額・上限値の転換価額は決定していないため、上記の「潜在株式数の総数」及び「発行済株式数に対する比率」は表示しておりません。

(4) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	4,370 円	4,830 円	3,410 円
高 値	6,660 円	5,870 円	4,430 円
安 値	4,090 円	2,715 円	1,121 円
終 値	4,570 円	3,320 円	1,383 円

(注) 平成21年3月期については、平成20年10月14日現在で表示しております。

最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	3,760 円	3,920 円	3,420 円	3,020 円	2,340 円	1,980 円
高 値	4,200 円	4,430 円	3,510 円	3,240 円	2,420 円	2,015 円
安 値	3,630 円	3,380 円	2,970 円	2,285 円	1,736 円	1,121 円
終 値	3,890 円	3,400 円	3,090 円	2,380 円	1,919 円	1,383 円

(注) 10月については、平成20年10月14日現在で表示しております。

発行決議日における株価

	平成20年10月14日現在
始 値	1,330 円
高 値	1,383 円
安 値	1,282 円
終 値	1,383 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付新株予約権付社債）の発行

発 行 期 日	平成20年11月4日
調 達 資 金 の 額	49,978,000,000 円（差引手取概算額）
募集時点における 発行済株式数	129,813,600 株
当該募集における 潜在株式数	-
割 当 先	Nomura Asia Limited（野村グループの会社）

(注) 平成20年10月14日現在において当初転換価額・下限値の転換価額・上限値の転換価額は決定していないため、上記の「当該募集における潜在株式数」は表示しておりません。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（一般募集）

発行期日	平成18年7月19日
調達資金の額	124,214,000,000円（発行価額4,154.2円）（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	96,627,400株
当該増資による発行株式数	30,000,000株
当初の資金用途	広島エルピーダメモリのE300ファブ半導体製造装置購入を含む設備投資資金
支出予定時期	平成18年度及び平成19年度
現時点における充当状況	広島エルピーダメモリのE300ファブ半導体製造装置購入を含む設備投資資金に充当いたしました。

・第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しについての割当）

発行期日	平成18年8月15日
調達資金の額	9,539,160,000円（発行価額4,154.2円）（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	126,643,800株
当該増資による発行株式数	2,300,000株
割当先	野村證券株式会社
当初の資金用途	広島エルピーダメモリのE300ファブ半導体製造装置購入を含む設備投資資金
支出予定時期	平成18年度及び平成19年度
現時点における充当状況	広島エルピーダメモリのE300ファブ半導体製造装置購入を含む設備投資資金に充当いたしました。

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成20年3月31日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行（株）（信託口）	12.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行（株）（信託口）	12.29%
みずほ信託 退職給付信託日立製作所口 再信託受託者 資産管理サービス信託	9.86%
日本電気（株）	5.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行（株）（信託口4）	3.20%
指定単受託者中央三井アセット信託銀行（株）1口	2.20%
資産管理サービス信託銀行（株）（信託Y口）	2.00%
資産管理サービス信託銀行（株）（年金特金口）	1.97%
キヤノン（株）	1.39%
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	1.37%

今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

## 5. 今後の見通し

今回の調達資金を上記2.(2)に記載の用途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債では、割当先である「Nomura Asia Limited」との間で、原則として毎月一定数量（社債額面金額 50 億円）を転換する旨の合意をする予定であり、さらに取得条項が付されていることにより原則として償還期限の前取引日において残存する全てが株式に切り替わること、発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されることにより、一般の新株予約権付社債に比べて株式にかわる蓋然性が高められ、かつ発行後に多頻度に分散して株主資本拡充を図ることができるため、当社は、小刻みに公募増資を実施する場合と同様の経済的効果を期することができます。さらに、このような経済的効果に加えて、本スキームでは、発行時点において社債の払込金総額が当社に支払われることとなります。

本新株予約権付社債が有する上記の特性を踏まえ、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件（転換価額修正時点における時価株価からのディスカウント率、年限、利率等）は、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価と発行価額との差）や社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果、合理的であると判断いたしました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行総額 50,000 百万円に対し、当社株式の過去 1 年間における 1 日当たり平均売買代金は 5,800 百万円あること、また当社の判断により早期償還が選択可能であることから、本新株予約権付社債の発行金額は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要(平成20年3月31日現在)

商号	Nomura Asia Limited		
事業内容	証券投資		
設立年月日	平成5年12月21日		
本店所在地	P.O. Box 309, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies		
代表者の役職・氏名	Director Ushio Doisako		
資本金	171,461,500円		
発行済株式数	1,600,000株		
純資産	2,212百万円		
総資産	2,213百万円		
決算期	3月31日		
従業員数	0		
主要取引先	Nomura International(Hong Kong) Ltd.		
大株主及び持株比率	Nomura Asia Holding N.V. 100% (Nomura Asia Holding N.Vは野村ホールディングス(株)の100%子会社)		
主要取引銀行	-		
上場会社と割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数：なし 当社が保有している割当先の株式の数：なし	
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への該当状況	該当事項なし	
最近3年間の業績			
決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
営業収益(百万円)	93	2	90
営業利益(百万円)	60	25	90
経常利益(百万円)	60	25	80
当期純利益(百万円)	60	25	80
1株当たり当期純利益(円)	33	16	50
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり純資産(円)	1,348	1,333	1,383

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 割当先を選定した理由

「Nomura Asia Limited」は上記7. 割当先を選定理由等(1) 割当先の概要に記載のとおり、野村グループの会社であり、その中核である野村證券株式会社が、国内外に厚い投資家基盤を持っており、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていることから、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本新株予約権付社債に付された新株予約権の円滑な行使が期待できること、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること等を総合的に勘案した上で、同社への割当を予定しております。

なお、本割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社が属する、野村グループの会社である「Nomura Asia Limited」による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当先の保有方針及び転換(行使)制限措置

当社は、割当先である「Nomura Asia Limited」との間で、別添の発行要項(以下「発行要項」といいます。)第15項第(6)号に定める決定日価額が同項同号に定める下限転換価額を下回る場合等を除いて本新株予約権付社債に付された新株予約権を毎月一定数量(社債額面金額50億円相当)権利行使すること(詳細については下記(5)をご参照ください。)また、割当先に課された約束を遵守する等の条件付きで、野村證券株式会社または野村證券株式会社が本新株予約権付社債を対象とした有価証券の管理又は処分を目的とする信託を設定する目的で信託銀行に譲渡する場合を除き、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権付社債を第三者に譲渡しないこと等(詳細については下記(6)をご参照ください。)を合意する予定です。なお、「Nomura Asia Limited」及び野村證券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果または取得の対価として交付を受けることとなる当社株式を適時適切に売却する方針です。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条第2項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、割当先である「Nomura Asia Limited」が、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないようにさせ、また、同社が制限超過行使を行わないことについて合意する予定であります。

## (4) 株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義される)と割当先である「Nomura Asia Limited」との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

なお、当社は、割当先である「Nomura Asia Limited」との間で、本新株予約権付社債に付された新株予約権を権利行使した場合及び取得された場合に交付を受けることとなる発行会社普通株

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

式の数量の範囲内で行う発行会社普通株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

#### (5) 割当先による新株予約権の行使義務

当社は、割当先である「Nomura Asia Limited」との間で、下記の内容について合意する予定であります。

- ・割当先は、制限超過行使に係る制限に抵触しない範囲内で、発行要項第15項第(6)号に定める決定日(以下「決定日」といいます。)の4取引日後の日(当日を含みます。)から次に到来する決定日(以下「行使基準日」といいます。)の3取引日後の日(当日を含みます。以下「行使日」といいます。)までの期間(以下「行使約束期間」といいます。)ごとに、少なくとも、本新株予約権付社債に付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)5個(行使約束期間の初日において残存する本新株予約権の個数が5個に満たない場合は、当該残存する個数)の行使を行うものとします。ただし、本新株予約権付社債の全部または一部が譲渡された場合に譲受人が行使した本新株予約権は、本(5)における上記割当先の義務との関係では割当先が行使したものとみなします。なお、買取会社は、各行使約束期間内に上記で定められた個数の本新株予約権の行使を行う限り、自らの裁量で、いずれの日にかなる個数の行使を行うか決定することができます。ただし、以下に定める場合は、以下に定める行使日に係る行使約束期間または以下に定める日以後に到来する行使日に係る行使約束期間において、上記の個数の本新株予約権の行使を行う義務を負わないものとします。

当該行使日に係る行使基準日まで(当日を含みます。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含みます。)のない日は除き、行使基準日が取引日でない場合には、行使基準日の直前の取引日までの5連続取引日とします。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。)が発行要項第15項第(6)号に定める「下限転換価額」(以下「下限転換価額」といいます。)を下回る場合は、当該行使日に係る行使約束期間

発行要項第13項第(2)号に規定する組織再編行為につき発行会社の株主総会で承認決議した場合は、当該承認決議をした日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

発行要項第13項第(5)号に定めるとおり発行会社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限転換価額を下回った場合は、当該事象発生日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

#### (6) 割当先及び転売先等による譲渡制限及び義務の承継

当社は、割当先である「Nomura Asia Limited」との間で、

割当先は、当社取締役会の決議による当社の承認がない限り、本新株予約権付社債を第三者(野村證券株式会社を除きます。)に譲渡することはできないこと、

割当先は、野村證券株式会社に対しては本新株予約権付社債を自由に譲渡できますが、この場合であっても、野村證券株式会社がさらに第三者(有価証券管理処分信託を設定する場合における受託者を除きます。)に本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の承認を要すること

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

並びに野村證券株式会社自身が上記(3)、(5)及び本(6)の義務を遵守すること及び野村證券株式会社が有価証券管理処分信託を設定した場合には当該信託の受託者をしてかかる義務を遵守させ、かつ、受益権を第三者に譲渡しないこと、  
割当先は、上記の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権付社債を譲渡する場合であっても、あらかじめ当該譲渡の譲受人から上記(3)、(5)及び本(6)の義務を遵守することを約束させ、当該譲受人がさらに第三者に本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当該第三者からあらかじめ同様の義務を遵守することを約束させること、  
という各事項につき合意する予定であります。かかる規定により、割当先との間の合意事項である上記(3)及び(5)の規定の実効性が保たれることとなります。  
また、当社としましても、割当先より本新株予約権付社債の譲渡を受ける第三者(野村證券株式会社及び上記に定める受託者を除きます。)から、上記(3)、(5)及び本(6)の義務を当社に対して約束させるものとします。

以 上

(別添)

## 発行要項

1. 社債の名称 エルピーダメモリ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金500億円
3. 各社債の金額 金10億円の1種
4. 各社債の払込金額 金10億円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日 平成20年11月4日
11. 新株予約権の割当日 平成20年11月4日
12. 申込期間 平成20年11月4日
13. 償還の方法および期限
  - (1) 本社債は、平成21年11月4日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。
- (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第20項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第3金曜日(ただし、第3金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第1金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で、繰上償還することができる。
- (5) 本新株予約権付社債の発行後、平成21年10月2日まで(当日を含む。)の間のいずれかの20連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が第15項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該20連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日(以下「通知期限日」という。)まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該20連続取引日の最終日の翌取引日から起算して30日後の日(以下「繰上償還日」という。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。
- 上記にかかわらず、当社が、通知期限日まで(当日を含む。)に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の2週間前まで(当日を含む。)に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。
- (6) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

#### 14. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行する。

#### 15. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求(本項第(2)号に定義する。)により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。

##### (2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成20年11月5日から平成21年11月2日までの間(以下「行使可能期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」と

いう。)ができる。ただし、行使可能期間は、当社が、第13項第(2)号、第(4)号または第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、当社が、第17項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成21年11月2日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(5) 転換価額

転換価額は、当初、平成20年10月15日から平成20年10月17日までの3取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(終値のない場合は、気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除き、平均値の計算については円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「当初転換価額」という。)とし、平成20年10月17日に開催予定の取締役会において決定する。

(6) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第2金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が当初転換価額の200%に相当する金額(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(9)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が

ある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(8)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(8)号または第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(9)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等の中の最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(8)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(8)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(8)号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

本項第(8)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号乃至の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(9) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(8)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

(10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする

とき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (14) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。  
本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。  
行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (15) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「本新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、上記 以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。
- (16) 本新株予約権付社債の取得事由

当社は、平成21年11月2日（以下「取得日」という。）の1か月以上前に公告し、かつ、

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、取得日に残存する本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全てを取得し、本新株予約権付社債を取得すると引換えに、当該新株予約権付社債の社債権者に対して、下記により算出される数の当社普通株式を交付する。ただし、第13項第(5)号もしくは に該当する場合または平成21年10月9日を決定日とする決定日価額が、その時点において有効な下限転換価額を下回る場合は、上記取得は行われないものとする。

#### 交付される株式数

取得される本新株予約権付社債の払込金額の総額を、平成21年10月9日を決定日とする決定日価額で除して得られる最大整数(この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)なお、当該決定日価額の時価算定期間内および平成21年10月10日以降取得日までの間に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該決定日価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。

上記により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第41条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

当社は、取得した本新株予約権付社債を、取得後、速やかに消却するものとする。

- (17) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日または本項第(16)号に基づき本新株予約権付社債を取得する取得日以後遅滞なく株券(ただし、単元未満株式に係る株券を除く。)を交付する。ただし、当該効力が発生した日が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日以降の場合は、同法に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- (18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

#### 16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

#### 17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第13項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第15項第(6)号乃至第(11)号もしくは第(16)号または第16項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 本新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2) 本新株予約権付社債券を毀損または汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

19. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

野村信託銀行株式会社 本店

21. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. 財務代理人

野村信託銀行株式会社

24. 特例新株予約権付社債への移行

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日以降のいずれかの日において、本新株予約権付社債が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受ける場合において、本要項の規定中読み替えその他の合理的な措置が必要となるときは、当社は必要な措置を講じる。

25. 募集の方法

第三者割当の方法により、全額をNomura Asia Limitedに割り当てる。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

26. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、取得条項が付されていることにより、原則として償還期限の前取引日において残存する全てが株式に切り替わり、発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性を踏まえ、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

27. 上場申請の有無 なし

28. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

29. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。